

水 田 - 2959  
平成24年3月21日

各市町村長様

秋田県農林水産部長



薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて（通知）

これまで、薪ストーブ等を使用した際に発生する灰については、食品の加工及び調理への利用を自粛するよう、平成24年2月16日付け農林-3552で通知しているところです。

また、焼却灰を土壌改良資材として利用する場合については、国の放射性セシウム濃度の暫定許容値400 Bq/kgを超えたものを利用しないよう、平成23年8月11日付け水田-1230で通知してきたところです。

こうした中、先般、原料に北欧産の木材を使用した大館市の木質ペレットの焼却灰から土壌改良資材の暫定許容値を超過する放射性セシウムが検出されました。

春の農作業に向けて、今後、農業者等が融雪促進等の目的のために薪ストーブ等を使用した際に発生する灰を使用することがあると想定されます。

県としては、原木が県内産である場合は、基本的に問題ないと考えておりますが、県外産（国外産を含む）の原木の使用にあたっては、その焼却灰を農地等に散布する場合、土壌改良資材の暫定許容値以下であることを確認のうえ使用するよう、また、食品の加工及び調理には灰を利用しないよう、再度、農業者等への周知をお願いします。

担 当

秋田県農林水産部水田総合利用課  
農産・複合推進班 工藤

TEL018-860-1788 FAX860-3898